

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第7号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後				
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）				
小学校				小学校				
所管教育事務所	学校	所在地	級別区分	所管教育事務所	学校	所在地	級別区分	
[略]				[略]				
中部教育事務所	貝沢小学校	和賀郡西和賀町沢内字貝沢	3級	中部教育事務所	沢内小学校	和賀郡西和賀町沢内字泉沢	[略]	
	田瀬小学校	花巻市東和町田瀬	[略]		[略]	湯田小学校	和賀郡西和賀町湯田	[略]
	川舟小学校	和賀郡西和賀町内字川舟	[略]					
	[略]	[略]	[略]					
	湯本小学校	和賀郡西和賀町湯田	[略]					
	越中畑小学校	和賀郡西和賀町越中畑	[略]					
	沢内第一小学校	和賀郡西和賀町内字新町	[略]					
猿橋小学校	和賀郡西和賀町内字泉沢	[略]						
[略]				[略]				
沿岸南部教育事務所	崎浜小学校	大船渡市三陸町越喜来	[略]	沿岸南部教育事務所	崎浜小学校	大船渡市三陸町越喜来	[略]	
	矢作小学校	陸前高田市矢作町	[略]		有住小学校	気仙郡住田町上有住	[略]	
	生出小学校	陸前高田市矢作町	[略]					
有住小学校	気仙郡住田町上有住	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
[略]				[略]				
県北教育事務所	[略]	[略]	[略]	県北教育事務所	[略]	[略]	[略]	
	荷軽部小学校	久慈市山形町荷軽部			荷軽部小学校	久慈市山形町荷軽部		

<u>日野沢小学校</u>	<u>久慈市山形町日野沢</u>	
[略]		
[略]	[略]	[略]
戸呂町小学校	久慈市山形町戸呂町	
<u>繫小学校</u>	<u>久慈市山形町繫</u>	
二戸西小学校	二戸市上斗米	
[略]	[略]	
笹渡小学校	九戸郡軽米町大字上舘	
<u>円子小学校</u>	<u>九戸郡軽米町大字円子</u>	
小軽米小学校	九戸郡軽米町大字小軽米	
[略]	[略]	

中学校

所管教育事務所	学 校	所在地	級別区分
[略]			
宮古教育事務所	[略]		
	<u>田老第三中学校</u>	<u>宮古市田老字星山</u>	[略]
	新里中学校	宮古市刈屋	
[略]	[略]	[略]	
県北教育事務所	[略]	[略]	[略]
	<u>大野第一中学校</u>	九戸郡洋野町大野	
	<u>大野第二中学校</u>	九戸郡洋野町帯島	

[略]

別表第2 (第2条関係)

小学校

所管教育事務所	学 校	所在地
中部教育事務所	笹間第二小学校	花巻市横志田
	<u>浮田小学校</u>	<u>花巻市東和町下浮田</u>
	附馬牛小学校	遠野市附馬牛町
	<u>川尻小学校</u>	<u>和賀郡西和賀町川尻</u>
[略]		

[略]		
[略]	[略]	[略]
戸呂町小学校	久慈市山形町戸呂町	
二戸西小学校	二戸市上斗米	
[略]	[略]	
笹渡小学校	九戸郡軽米町大字上舘	
小軽米小学校	九戸郡軽米町大字小軽米	
[略]	[略]	

中学校

所管教育事務所	学 校	所在地	級別区分
[略]			
宮古教育事務所	[略]		
	新里中学校	宮古市刈屋	[略]
	[略]	[略]	
県北教育事務所	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	<u>大野中学校</u>	九戸郡洋野町大野	

[略]

別表第2 (第2条関係)

小学校

所管教育事務所	学 校	所在地
中部教育事務所	笹間第二小学校	花巻市横志田
	附馬牛小学校	遠野市附馬牛町
[略]		

中学校

所管教育事務所	学 校	所在地
[略]		
沿岸南部教育事務所	<u>矢作中学校</u>	<u>陸前高田市矢作町</u>
	横田中学校	陸前高田市横田町
[略]		

[略]

別表第3（第2条関係）

[略]

中学校

所管教育事務所	学 校	所在地
[略]		
県北教育事務所	中野中学校	九戸郡洋野町中野
	<u>島海中学校</u>	<u>二戸郡一戸町中里</u>

[略]

中学校

所管教育事務所	学 校	所在地
[略]		
沿岸南部教育事務所		
	横田中学校	陸前高田市横田町
[略]		

[略]

別表第3（第2条関係）

[略]

中学校

所管教育事務所	学 校	所在地
[略]		
県北教育事務所	中野中学校	九戸郡洋野町中野

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。